家畜衛生情報

No. 31-26 令和元年8月2日

BSE検査の徹底をお願いします!

~死亡牛の月齢等の確認を確実に~

- 〇最近、BSE検査対象死亡牛が家畜保健衛生所に届出されず、 BSE検査がおこなわれないまま化製場に搬出された事例が 確認されました。
- OBSE検査対象牛が死亡した場合、牛海綿状脳症特別措置法に 基づき、県への届出とBSE検査が義務付けられています。
- ○平成31年4月1日から、BSE検査の対象が変わっていますので、 死亡牛の月齢等の確認を徹底していただくようお願いします。

【対象(平成31年4月1日以降)】

- 1.96カ月齢以上の死亡牛
- 2. 48か月齢以上で、下記に該当する死亡牛(*)

(生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病(低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺)であると診断し、死亡し又はとう汰された牛)

- 3. 全月齢のBSEを疑う(特定症状を示す)牛(*)
- (*)検案書作成時、診療獣医師に該当するか確認してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1

Tel: 0748-37-7511, Fax: 0748-37-4821 ◆

緊急携帯:090-3613-7486

- ◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1
 - ► Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681
- ◆ 緊急携帯:080-6176-8052